

中小企業の福利厚生をサポート

生命傷害共済



小さな掛金で大きな保障

おケガの保障ならこちら

傷害共済

月掛 **300**円

保障 **200**^(最高)万円

病気による死亡も保障されます

生命傷害共済

月掛 **800**円

保障 **300**^(最高)万円

共済制度の
特色

- ★掛金が一律——年齢・職業・性別を問わず同じ金額です
- ★おケガは24時間保障——仕事以外の日常生活も365日保障されます
- ★入院・通院保障は1年分——最長で1年間保障されます(おケガのみ)
- ★掛金は経費に——損金(法人)・必要経費(個人事業)として計上できます
(個人事業は、従業員のために負担した分のみ対象となります)

共済制度の内容

詳細は共済約款に記載しておりますのでご確認ください。



共済掛金と給付金

1. 生命傷害共済

(医療共済金はケガに限る)

申込契約 共済金額	共済掛金		死亡・高度障害共済金			後遺障害共済金		医療共済金 1日につき
	月 払	年 払	病 気	ケ ガ	災 害	ケ ガ	災 害	
300万円	2,400円	28,800円	300万円	600万円	900万円	30万円～ 240万円	60万円～ 480万円	入院2,400円 通院1,200円
200万円	1,600円	19,200円	200万円	400万円	600万円	20万円～ 160万円	40万円～ 320万円	入院2,400円 通院1,200円
100万円	800円	9,600円	100万円	200万円	300万円	10万円～ 80万円	20万円～ 160万円	入院1,200円 通院 600円

※申込契約共済金額400万円コース、500万円コースもございます。

2. 傷害共済

(医療共済金はケガに限る)

申込契約 共済金額	共済掛金		死亡・高度障害共済金		後遺障害共済金		医療共済金 1日につき
	月 払	年 払	ケ ガ	災 害	ケ ガ	災 害	
200万円	600円	7,200円	200万円	400万円	20万円～ 160万円	40万円～ 320万円	入院2,400円 通院1,200円
100万円	300円	3,600円	100万円	200万円	10万円～ 80万円	20万円～ 160万円	入院1,200円 通院 600円

3. 生命共済

申込契約 共済金額	共済掛金		死亡・高度障害 共済金
	月 払	年 払	
100万円	500円	6,000円	100万円

ご加入資格

被共済者1人に対する共済金額の最高限度

		生命傷害共済	生命共済	傷害共済
年 齢	満6才以上 満59才以下	500万円	100万円	200万円
	満60才以上 満64才以下	新規の場合 200万円 継続延長の場合のみ 500万円	継続延長の場合のみ 100万円	
	満65才以上 満69才以下	継続延長の場合のみ 100万円	—	
	満70才以上 満79才以下	—	—	

働く人に、大きな安心を。

共済金のお支払い事例

仕事中にケガ (51歳・男性)

契約種類／生命傷害共済 200万円
 傷害共済 200万円
 掛金／2,200円
 事故原因／機械に指を挟みケガ
 傷病名／左中指骨折
 日数／通院49日(うちギプス装着33日間)



お支払い金額 **11万7,600円**

病気による死亡 (64歳・女性)

契約種類／生命傷害共済 200万円
 掛金／1,600円
 傷病名／膵臓がん



お支払い金額 **200万円**

スポーツの練習でケガ (35歳・男性)

契約種類／傷害共済 200万円
 掛金／600円
 事故原因／バスケットボール中に
 足を踏み込み受傷
 傷病名／左アキレス腱断裂
 日数／入院18日・通院53日(リハビリ含む)



お支払い金額 **10万6,800円**

交通事故による死亡 (25歳・男性)

契約種類／生命傷害共済 100万円
 傷害共済 200万円
 掛金／1,400円
 事故原因／バイク走行中、交差点内で
 自動車と衝突
 傷病名／外傷性脳損傷



お支払い金額 **700万円**

ご契約成立までのスケジュール例(月払)

4月	15日	①契約申込受付
	16日	②責任開始日
5月	1日	③共済始期
	28日	④契約証書発行
6月	28日	⑤共済掛金振替(初回) 出資金振替(初回のみ)
	28日	⑥共済掛金振替
7月	28日	⑦共済掛金振替

毎月28日が口座振替日となります
 (金融機関が休日の場合は翌営業日に振替)

- **契約手続き**
被共済者の方の健康告知および加入同意が必要です。(医師の診察は不要)
- **掛金支払方法**
掛金のお支払方法は口座振替のみです。月払または年払が選択できます。(ほぼすべての金融機関で振替ができます)
- **掛金の口座振替ができなかった場合**
 - ・翌月の振替日に再度2ヶ月分の振替請求をします。
 - ・初回の掛金が申込日の翌月から翌々々月までに口座振替ができなかった場合は、契約は無効となります。その間の共済金は支払いません。
 - ・2回目以降の掛金の口座振替が2ヶ月連続して不能となった場合は、最初の払い込みがなかった振替日の属する月の1日に遡って契約が失効となります。その月から保障がなくなりますのでご注意ください。
- **自動継続**
共済期間は、申し込みをした日の翌月1日から1ヵ年とし、原則として翌年から自動継続となります。

共済金の保障の範囲

- ① 共済金額の限度は、生命分100万円、傷害分200万円、生命傷害分500万円とします。
- ② 死亡・高度障害共済金のうち傷害死亡共済金、傷害高度障害共済金は、共済期間中の傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に発生した場合に限りです。
- ③ 後遺障害共済金は、共済期間中の傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害となったとき程度に応じて所定の金額が支払われます。
- ④ 医療共済金は、共済期間中の傷害により、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ事故の日からその日を含めて90日以内に医師の治療を受け、その治療期間が1週間以上に及んだ時に所定の金額が支払われます。ただし1年を限度とします。
- ⑤ 災害とは、次のいずれかの傷害をいいます。ただし、地震・噴火または津波を起因とする場合を除きます。(詳細は共済約款に記載しております)
 - (1) 運行中の交通乗用具との衝突・接触等の交通事故によって被った傷害
 - (2) 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被共済者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内にいる被共済者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
 - (3) 道路通行中の被共済者が次に掲げる事由によって被った傷害
 - (ア) 建造物、工作物等の倒壊または建造物、工作物等からの物の落下
 - (イ) 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - (ウ) 火災または破裂、爆発
 - (エ) 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等
 - (4) 建物の外壁の崩落または建物の火災によって被った傷害(ただし、崩落または火災の発生時に、被共済者がその建物内にいた場合に限りです)
 - (5) 台風・竜巻によって被った傷害
 - (6) 落雷によって被った傷害

共済金をお支払いできない主な場合

- ① 戦争、変乱の場合
- ② 被共済者の自殺の場合(生命傷害共済契約、生命共済契約については、初年度契約の責任開始日から共済期間満了日を経過しない場合、死亡共済金は支払われません)
- ③ 共済金受取人または共済契約者および被共済者の故意または重大な過失による場合、ならびに被共済者の闘争行為、犯罪行為または刑の執行による場合
- ④ 健康告知書に、ありのままに正しく記入されなかった場合
- ⑤ 共済金の支払事由が生じた日の翌日から起算して3年を経過した場合
- ⑥ 地震、噴火または津波の場合
- ⑦ 被共済者の精神障害または泥酔状態の間に生じた事故の場合
- ⑧ 被共済者が山岳登山などの運動を行っている間に生じた事故の場合(下項目参照)
 - ⑥⑦⑧の場合は、傷害死亡共済金、傷害高度障害共済金、後遺障害共済金、医療共済金は支払われません。

共済金をお支払いできない運動等

- ① 山岳登山※1
- ② リュージュ、ボブスレー、スケルトン
- ③ スカイダイビング
- ④ 航空機※2操縦※3
- ⑤ ハンググライダー搭乗
- ⑥ モーターハンンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等の超軽量動力機※4搭乗
- ⑦ ジャイロプレーン搭乗
- ⑧ その他①～⑦に類する危険な運動

※1 ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミングおよびフリークライミングのこと

※2 航空機にはグライダーおよび飛行船は含まれません

※3 職務として操縦する場合は含まれません

※4 パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含まれません

共済にご加入いただけない方の職業

- ① オートテスター(テストライダー)
- ② オートバイ競争選手
- ③ 自動車競争選手
- ④ モーターボート競争選手(水上オートバイを含む)
- ⑤ 自転車競争選手
- ⑥ 猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)
- ⑦ プロボクサー
- ⑧ プロレスラー
- ⑨ ローラーゲーム選手(レフリーを含む)
- ⑩ 力士
- ⑪ その他①～⑩に掲げる職業と同程度、またはそれ以上の身体・生命の危険度の高い職業に従事している方

— お問い合わせ先 —

埼玉県中小企業共済協同組合

TEL.048-644-4281(代) FAX.048-644-4188

〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル10F
電話受付 平日9:00～17:00

さいたま共済 検索



ホームページでは約款を閲覧&ダウンロードできます

取扱代理所